

規則名 岩手県産業廃棄物税条例施行規則

平成15年岩手県規則第87号

様式番号	様式名	関係規則条文
様式第 1 号	産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書	8
様式第 2 号	産業廃棄物税納入申告書	9
様式第 3 号	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	9
様式第 4 号	産業廃棄物税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書	11
様式第 5 号	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書（登録票）	12, 15
様式第 6 号	産業廃棄物税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書、産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書	13, 14
様式第 7 号	産業廃棄物税納付（修正）申告書	9
様式第 8 号	産業廃棄物税更正・決定等通知書	19

なお、次の様式は、それぞれ岩手県県税条例施行規則で定める様式によるものとする。

様式番号	様式名	関係規則条文
様式第 22 号	納付・納入（払込）書	5
様式第 44 号	納税管理人申告書	5
様式第 45 号	納税管理人承認申請書	5
様式第 47 号	納税管理人承認（不承認）通知書	6
様式第 48 号	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないことの）通知書	6

産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名称） 様

広域振興局長 氏 名 印

岩手県産業廃棄物税条例第14条第1項及び岩手県産業廃棄物税条例施行規則第8条第2項の規定により、次の最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定したので通知します。

なお、この通知書を受け取った日から起算して5日以内に同条例第19条第1項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録をしてください。

最 終 処 分 場	所在地	
	名 称	

理
由

教
示

- この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部若しくは経営企画部又は岩手県県税センターを経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 受印 年 月 日 広域振興局長 様		特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	(電話)		
			氏 名 (名 称)			
			個人番号又 は法人番号			
※ 発信年月日		最 終 処 分 場	所 在 地	(電話)		
通信日付印	確 認 印		名 称			
区 分		課税標準量 ①	税 率 ②	税 額 ①×②		
申 告 納 入		トン	1,000円	円		

- 備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。
- 2 課税標準量は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量を記載してください。
 - 3 税額の1円未満の端数は切り捨ててください。
 - 4 ※印欄は記載しないでください。

(表)

産業廃棄物税還付申請書
納義務免除

付
受印

年 月 日 広域振興局長 様		特別徴収 義務者	住 所 (所在地) (電話)	
			氏 名 (名 称)	
			個人番号又 は法人番号	
※ 発信年月日		最終処分場	所 在 地 (電話)	
通信日付印	確 認 印		名 称	
			この申請に应答する 係及び担当者氏名 (電話)	
取立て不能分の課税標準となる 産業廃棄物の総重量		トン		還付又は納入義務の免除を 受けようとする額の総額 円
区 分	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分
還付又は納入義務の免除の別	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除
埋立処分を請け負った金額 (ア)	円	円	円	円
(ア)のうち既に受け取った金額 (イ)	円	円	円	円
取立て不能の金額 (ウ)	円	円	円	円
(イ)に対応する産業廃棄物の 重量 (エ)	トン	トン	トン	トン
納入すべき税額(エ)×税率 (オ)	円	円	円	円
既に納入した税額 (カ) 納 入 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
還付を受けようとする額 (カ)-(オ) (キ)	円	円	円	円
(ウ)に対応する産業廃棄物の 重量 (ク)	トン	トン	トン	トン
納入義務の免除を受けようとする額(ク)×税率 (コ)	円	円	円	円
埋立処分委託者の住所(所在地)及び氏名(名称)				
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由				
その他参考となる事項				

(裏)

記載上の注意

- 1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに提出してください。
- 2 ※印欄は記載しないでください。
- 3 取立て不能分の課税標準となる産業廃棄物の総重量欄は、還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額に対応する各月分の合計を記載してください。
- 4 (ア)欄は、各月分の埋立処分に係る請負金額を記載してください。
なお、埋立処分以外の請負金額又はその他の売上金額がある場合で明確に区分できないときは、合理的な基準によってあん分してください。
- 5 (イ)欄は、各月分の埋立処分に係る金額として受け取った金額を記載してください。
なお、埋立処分以外の請負金額又はその他の売上金額がある場合で明確に区分できないときは、合理的な基準によってあん分してください。
- 6 (ウ)欄は、原則として貸倒れによる損金処理をした金額を記載してください。
- 7 (エ)欄は、各月分の埋立処分をした重量のうち受け取った(特別徴収した)埋立処分に係る産業廃棄物の重量を記載してください。
- 8 (オ)欄は、(エ)欄の数値に1トン当たり1,000円の税率を乗じて算定してください(1円未満の端数は、切り捨ててください)。
- 9 (カ)欄は、当該月に当該埋立処分を委託した者に係る税額のうち納入済みの税額の総額を記載してください。
- 10 (キ)欄は、(カ)欄の金額から(オ)欄の金額を差し引いた金額であり、その数値が正の値である場合は還付になり、負の値の場合は納入義務の免除となります。
- 11 (ク)欄は、取立て不能の金額(ウ)に対応する産業廃棄物の重量(当該埋立処分を委託した者に係る埋立処分をした総重量から(エ)欄の重量を差し引いた重量)を記載してください。
- 12 (コ)欄は、(ク)欄の数値に1トン当たり1,000円の税率を乗じて算定してください(1円未満の端数は、切り捨ててください)。
- 13 還付又は納入義務の免除を受けようとする理由欄は、埋立処分に係る料金及び税額を受け取ることができなくなった理由を詳細に記載してください。
- 14 この申請書には、産業廃棄物税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

産業廃棄物税 還付 承認（不承認）通知書
納入義務免除

第 年 月 日 号

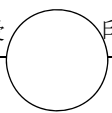
住所（所在地）
氏名（名称） 様

広域振興局長 氏 名印

還付 付
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税 納入義務免除 について、岩手県産業廃棄物
税条例第18条第1項の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないこと）します。
なお、還付については、後日お知らせします。

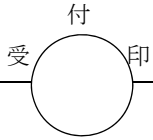
還付（納入義務免除）金額					円
月別	申告税額	還付又は納入義務を免除すべき税額	差引税額	既に納付した税額	還付すべき税額又は納付すべき税額
	円	円	円	円	円
不承認の理由					
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部若しくは経営企画部又は岩手県県税センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

産業廃棄物税 特別徴収義務者登録申請書 (登録票)
 最終処分場の設置等の届出書

付 受  印	年 月 日 広域振興局長 様	特別徴収義務者・納税者	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	経 営 上 の 地 位	個人番号又は法人番号				
			(電話)							
			(電話)							
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地									
	名 称									
	許 可 年 月 日									
	許 可 番 号									
	最 終 処 分 の 規 模									
	埋 立 開 始 年 月 日									
	許 可 産 業 廃 棄 物 の 種 類									
	重 量 計 の 種 類									
納 税 管 理 人 住 所 ・ 氏 名					申 請 者 と の 関 係					
※ 登 録 事 項 の 変 更 等	年 月 日	記 事				摘 要				
※ 登録番号		※証票	番 号		受 領 印		返納年月日			
			第 号							

備考 ※印欄は記載しないでください。

産業廃棄物税に係る廃業(証票の紛失)申告(届出)書
証票の返納 破損、汚損



年 月 日 広域振興局長 様	特別徴収義務者・納税者	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	経 営 上 の 地 位	個人番号又は法人番号			
		(電話)						
		(電話)						
最終処分場	所 在 地							
	名 称							
次に該当する番号を○で囲み、その欄に記載してください。								
1 廃 業	廃業年月日	年 月 日						
	証 票	第 号						
2 紛 失	紛失年月日	年 月 日						
	証 票	第 号						
3 破損、汚損	証 票	第 号						
※ 調査確認 事 項								
備 考	1 ※印欄は記載しないでください。 2 廃業又は破損若しくは汚損の場合は証票を添付してください。							

付 受 ○ 印 年 月 日 広域振興局長 様		申告者		住所 (所在地)	(電話)
		申告者		氏名 (名称)	
		申告者		個人番号又は法人番号	
※ 発信年月日		最終処分場	所在地	(電話)	
通信日付印	確認印		名称		
区分		課税標準量 ①	税率 ②	税額 ①×②	
申告納入		トン	1,000円	円	
修正申告納付	修正申告(a)	トン	1,000円	円	
	当初申告(b)	トン	1,000円	円	
	修正申告によって納付すべき税額 (a)-(b)			円	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。

- 2 課税標準量は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量を記載してください。
- 3 税額の1円未満の端数は切り捨ててください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。

様

広域振興局長 印

産業廃棄物税更正・決定等通知書

この通知による税額及び加算金額に不足金額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

(この通知による税額及び加算金額に減額金額がある場合で、過納となる納付(納入)がある場合には、他の県税等に未納がある場合を除き追って還付します。)

課税番号		課税対象年月(日)		分	登録番号	
更正(決定)の理由						
本 税	区 分	更正(決定)による額等		既に納入(納付)の確定した額等		過不足額等
	搬入重量(t)					
	税率(円)					
	税額(円)					①
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額	率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
	過少申告加算金(円) (加重対象分)					② ③
	不申告加算金(円) (加重対象分)					④ ⑤
	重加算金(円)					⑥
申告書提出期限	申告書提出年月日	指定納期限	不足金額合計(円)			円
			①+②+③+④+⑤+⑥			

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部若しくは経営企画部又は岩手県県税センターを経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。